

「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」及び「事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式」の一部改正案に対する意見募集の結果について

令和5年6月21日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」及び「事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式」の一部改正案について、令和5年4月28日より令和5年5月27日までの期間、御意見の募集を行いましたところ、合計10件の御意見をいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。いただいた主な御意見及びそれに対する当省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表いたします。

1. 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和5年4月28日～令和5年5月27日まで
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」への掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送又は電子メール

2. 意見数

提出意見数 10件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙を参照ください。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

4. お問い合わせ先

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課
電話：03-3501-9726